

鴨川市建設工事等入札参加業者選定審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第16号

鴨川市建設工事等入札参加業者選定審査会規程の一部を改正する訓令

鴨川市建設工事等入札参加業者選定審査会規程（平成20年鴨川市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第4項中「企画総務部長」を「財政課長」に改める。

第5条第1項中「企画総務部長、市民福祉部長、建設経済部長、教育次長、財政課長、管財契約課長及び水道課長」を「財政課長、総務課長、農林水産課長及び都市建設課長」に改める。

第7条中「企画総務部管財契約課」を「財政課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。